

第 57 号議案から 平成28年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算
第 69 号議案まで

平成 29 年 2 月 第 10 回 福岡県議会定例会議案 その4

目 次

議案番号	議 案 名	ペ ー ジ
57	平成28年度福岡県一般会計補正予算（第5号）	1
58	平成28年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第1号）	25
59	平成28年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第1号）	27
60	平成28年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第1号）	29
61	平成28年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）	31
62	平成28年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）	35
63	平成28年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第1号）	37
64	平成28年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第1号）	47
65	平成28年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）	53
66	平成28年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第1号）	61
67	平成28年度福岡県電気事業会計補正予算（第1号）	65
68	平成28年度福岡県工業用水道事業会計補正予算（第1号）	67
69	平成28年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第1号）	69

一 般 会 計

第 57 号議案

平成28年度福岡県一般会計補正予算（第 5 号）

平成28年度福岡県の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 25,788,271 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,816,235,719 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 4 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 4 表繰越明許費補正」による。

平成29年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県	税	639,457,506	△ 9,200,792	630,256,714
	1 県 民 税	200,405,177	△ 4,878,789	195,526,388
	2 事 業 税	130,354,257	3,279,280	133,633,537
	3 地 方 消 費 税	184,779,135	△ 9,140,935	175,638,200
	4 不 動 産 取 得 税	15,610,909	107,956	15,718,865
	5 県 た ば こ 税	6,468,092	△ 63,428	6,404,664
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,035,096	△ 45,357	989,739
	7 自 動 車 取 得 税	4,718,911	454,348	5,173,259
	8 軽 油 引 取 税	37,854,100	644,300	38,498,400
	9 自 動 車 税	58,043,532	433,847	58,477,379
	10 鉱 区 税	5,254	△ 356	4,898
	11 狩 猟 税	21,274	△ 1,098	20,176

款	項	補正前の額	補正額	計
	12 産業廃棄物税	161,769	9,440	171,209
2 地方消費税清算金		191,196,284	△ 18,052,029	173,144,255
	1 地方消費税清算金	191,196,284	△ 18,052,029	173,144,255
3 地方譲与税		82,443,753	△ 8,494,809	73,948,944
	1 地方法人特別譲与税	78,419,790	△ 8,494,809	69,924,981
4 地方特例交付金		1,775,558	58,957	1,834,515
	1 地方特例交付金	1,775,558	58,957	1,834,515
5 地方交付税		278,916,697	2,625,186	281,541,883
	1 地方交付税	278,916,697	2,625,186	281,541,883
7 分担金及び負担金		6,323,057	△ 60,738	6,262,319
	1 分担金	160,884	22,685	183,569
	2 負担金	6,162,173	△ 83,423	6,078,750
8 使用料及び手数料		17,981,980	△ 330,478	17,651,502
	1 使用料	10,006,757	△ 142,495	9,864,262

	2 手 数 料	7,975,223	△ 187,983	7,787,240
9 国 庫 支 出 金		216,305,617	△ 8,196,042	208,109,575
	1 国 庫 負 担 金	117,091,955	△ 1,798,209	115,293,746
	2 国 庫 補 助 金	92,942,060	△ 5,518,495	87,423,565
	3 委 託 金	6,271,602	△ 879,338	5,392,264
10 財 産 収 入		3,410,794	5,961,938	9,372,732
	1 財 産 運 用 収 入	1,737,974	△ 139,216	1,598,758
	2 財 産 売 払 収 入	1,672,820	6,101,154	7,773,974
11 寄 附 金		1,671,279	△ 500,274	1,171,005
	1 寄 附 金	1,671,279	△ 500,274	1,171,005
12 繰 入 金		22,119,569	8,818,480	30,938,049
	1 特 別 会 計 繰 入 金	4,156,096	1,531,126	5,687,222
	2 基 金 繰 入 金	17,963,473	7,287,354	25,250,827
14 諸 収 入		138,430,512	△ 1,295,415	137,135,097
	1 延滞金、加算金及び過料等	1,667,690	△ 113,363	1,554,327

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 貸付金元利収入	116,135,904	△ 103,394	116,032,510
	5 受託事業収入	1,275,633	△ 462,518	813,115
	6 収益事業収入	6,447,685	△ 626,322	5,821,363
	7 利子割精算金収入	123,931	△ 21,176	102,755
	8 雑収入	11,036,998	31,358	11,068,356
15 県債		238,290,800	2,877,745	241,168,545
	1 県債	238,290,800	2,877,745	241,168,545
歳入合計		1,842,023,990	△ 25,788,271	1,816,235,719

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		2,908,889	△ 9,308	2,899,581
	1 議会費	2,908,889	△ 9,308	2,899,581
2 総務費		57,549,088	8,669,629	66,218,717

	1 総務管理費	20,706,849	8,890,804	29,597,653
	2 企画費	10,284,357	△ 125,194	10,159,163
	3 徴税費	15,131,778	103,485	15,235,263
	4 市町村振興費	2,073,526	△ 263,773	1,809,753
	5 選挙費	2,042,878	△ 8,555	2,034,323
	6 防災費	5,806,884	97,101	5,903,985
	7 統計調査費	898,455	△ 29,521	868,934
	8 人事委員会費	251,633	△ 2,163	249,470
	9 監査委員費	352,728	7,445	360,173
3 保健費		221,675,280	△ 4,731,036	216,944,244
	1 保健企画費	7,621,807	△ 35,391	7,586,416
	2 健康対策費	14,667,863	△ 1,068,237	13,599,626
	3 生活衛生費	1,726,123	△ 249,838	1,476,285
	4 医薬費	11,540,128	△ 2,634,700	8,905,428
	5 医療介護費	176,205,226	2,344,324	178,549,550

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 高齢者支援費	9,914,133	△ 3,087,194	6,826,939
4 環境費		4,203,371	△ 508,336	3,695,035
	1 環境費	4,203,371	△ 508,336	3,695,035
5 生活労働費		151,627,908	5,594,127	157,222,035
	1 県民生活費	4,683,451	7,027	4,690,478
	2 福祉企画費	2,629,611	201,880	2,831,491
	3 児童家庭費	50,102,230	4,530,194	54,632,424
	4 障害者福祉費	38,967,097	1,970,881	40,937,978
	5 生活保護費	37,610,000	△ 515,381	37,094,619
	6 社会福祉費	9,688,777	104,521	9,793,298
	7 労働企画費	1,565,911	△ 1,183	1,564,728
	8 職業訓練費	5,817,464	△ 662,923	5,154,541
	9 失業対策費	310,749	△ 31,655	279,094
	10 労働委員会費	252,618	△ 9,234	243,384

6 農 林 水 産 業 費		67,371,760	△ 5,037,016	62,334,744
1 農 林 水 産 業 企 画 費		7,751,761	△ 29,359	7,722,402
2 農 業 費		15,262,012	△ 1,342,943	13,919,069
3 畜 産 業 費		1,756,114	△ 14,285	1,741,829
4 農 地 費		20,930,326	△ 1,873,923	19,056,403
5 林 業 費		15,050,466	△ 1,572,631	13,477,835
6 水 産 業 費		6,621,081	△ 203,875	6,417,206
7 商 工 費		121,117,985	429,488	121,547,473
1 商 業 費		114,753,149	△ 151,631	114,601,518
2 工 鉱 業 費		4,973,941	609,647	5,583,588
3 観 光 費		1,390,895	△ 28,528	1,362,367
8 県 土 整 備 費		156,966,442	△ 7,193,434	149,773,008
1 県 土 整 備 企 画 費		4,322,957	△ 104,733	4,218,224
2 道 路 橋 り よ う 費		69,036,217	△ 168,040	68,868,177
3 河 川 海 岸 費		44,427,767	△ 2,303,825	42,123,942

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 港湾費	3,895,314	△ 909,370	2,985,944
	5 都市計画費	18,640,205	100,514	18,740,719
	6 住宅費	7,569,008	△ 70,912	7,498,096
	7 河川総合開発等事業費	2,132,606	△ 1,854,587	278,019
	8 水資源対策費	6,942,368	△ 1,882,481	5,059,887
9 警察費		123,748,096	76,169	123,824,265
	1 警察管理費	120,613,434	81,378	120,694,812
	2 警察活動費	3,134,662	△ 5,209	3,129,453
10 教育費		414,689,138	△ 881,938	413,807,200
	1 教育総務費	53,452,038	54,465	53,506,503
	2 小学校費	130,833,062	△ 138,607	130,694,455
	3 中学校費	78,420,045	△ 193,594	78,226,451
	4 高等学校費	60,342,376	190,853	60,533,229
	5 特別支援学校費	29,779,757	△ 584,358	29,195,399

	6 社会教育費	3,517,826	△	84,396	3,433,430
	7 保健体育費	4,457,277		193,070	4,650,347
	8 大学費	4,962,017	△	8,270	4,953,747
	9 私立学校費	45,683,383		189,237	45,872,620
	10 青少年費	3,241,357	△	500,338	2,741,019
11 災害復旧費		1,479,412		98,403	1,577,815
	1 農林水産施設災害復旧費	578,908	△	201,078	377,830
	2 土木施設災害復旧費	900,504		299,481	1,199,985
12 公債費		219,706,838	△	1,088,181	218,618,657
	1 公債費	219,706,838	△	1,088,181	218,618,657
13 諸支出金		298,779,783	△	21,206,838	277,572,945
	1 利子割交付金等	297,079,783	△	21,206,838	275,872,945
歳出合計		1,842,023,990	△	25,788,271	1,816,235,719

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
県営ため池等整備事業費	平成29年度	148,470千円
治山事業費	平成29年度	76,077千円

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
街路事業費	平成29年度	99,000千円	平成29年度から 平成34年度まで	4,514,234千円

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設整備事業費	4,946,700	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成28年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。	5,027,000	証券借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないとき、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成28年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
再生可能エネルギー施設整備事業費	140,000				104,900			
鉄道整備事業費	53,500				52,100			
直轄空港事業負担金	1,791,700				1,689,900			
保健施設整備事業費	2,045,900				1,160,700			
自然公園整備事業費	58,300				48,900			
生活労働施設整備事業費	2,770,700				2,828,600			
農地事業費	6,502,900				6,103,200			
造林事業費	231,800				190,000			
林道事業費	1,350,700				1,328,800			
治山事業費	2,380,100				2,165,500			
水産事業費	1,982,400				1,882,700			
県土整備施設整備事業費	219,700	126,100						

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業費	16,233,100				15,290,700			
砂防事業費	4,042,300				3,785,600			
海岸事業費	834,700				883,900			
港湾事業費	927,300				805,300			
都市計画事業費	4,470,700				4,511,700			
道路事業費	37,814,000				38,286,400			
直轄事業負担金	16,889,500				17,071,800			
警察施設整備事業費	4,014,800				3,914,000			
教育施設整備事業費	11,457,500				11,195,000			
災害復旧事業費	375,800				366,900			
退職手当	17,500,000				18,100,000			
臨時財政対策	93,966,000				90,020,345			
農林水産施設整備事業費					187,200			
商工施設整備事業費					250,600			

県税減収補填					8,500,000			
計	238,290,800				241,168,545			

第4表 繰越明許費補正
追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	吉塚合同庁舎施設整備費	36,571
	2 企画費	地域振興促進費	26,266
	4 市町村振興費	住民基本台帳法施行費	2,547
	6 防災費	防災行政無線設備整備事業費	2,907,046
3 保健費	4 医薬費	看護師等確保・養成費	34,891
	6 高齢者支援費	老人福祉施設整備費	1,309,845
5 生活労働費	1 県民生活費	消費者行政活性化事業費	69,032
	5 生活保護費	保護施設整備費	2,978
6 農林水産業費	1 農林水産業企画費	農業大 학교 費	80,984
		農林業総合試験場施設等整備近代化事業費	227,091
	4 農地費	担い手育成基盤整備事業費	61,336
		一般農道整備事業費	69,300
		農業集落排水事業費	787

		県営農村総合整備事業費	406,095
		県営中山間地域農村活性化総合整備事業費	84,928
		農地環境整備事業費	9,900
		公害防除特別土地改良事業費	202,034
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業費	70,144
		農村環境整備事業費	111,123
	5 林業費	県単造林事業費	21,000
		県営林道開設費	54,315
		森林整備林道事業費	10,866
		県単林道事業費	12,671
		災害関連緊急治山等事業費	85,612
		県単治山事業費	186,956
		林地崩壊防止事業費	13,962
	6 水産業費	水産海洋技術センター施設整備費	66,696
		漁港施設改修費	27,870

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
		漁港海岸保全事業費	3,400
		漁港環境整備事業費	4,000
7 商工費	2 工鉱業費	技術振興対策費	501,252
		企業立地対策費	2,874
8 県土整備費	1 県土整備企画費	建築物地震対策事業費	105,555
	2 道路橋りょう費	道路橋りょう事業事務費	218,930
		道路建設調査費	10,076
		道路特別補修費	364,720
		交通安全施設維持費	189,000
		交通安全対策費	500,258
		道路改築費	2,415,811
		橋りょう震災対策費	42,000
		橋りょう架換費	733,185
	3 河川海岸費	河川砂防海岸事業事務費	163,020

		砂防調査費	81,026
		海岸調査費	18,200
		河川改修費	669,971
		砂防事業費	632,032
		海岸環境整備事業費	78,000
		海岸災害防除対策事業費	62,100
	4 港湾費	港湾事業事務費	7,738
		港湾整備事業費	31,900
	5 都市計画費	都市計画事業事務費	12,307
		街路関連道路整備事業費	1,636,738
		公園関連事業費	284,860
	6 住宅費	公営住宅建設費	1,356,175
	8 水資源対策費	水道施設耐震化等促進費	33,200
10 教育費	4 高等学校費	老朽校舎改築費	157,364
		体育館建設費	319,655

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
	5 特別支援学校費	特別支援学校整備費	8,563
	6 社会教育費	青年の家運営費	19,766
		少年自然の家運営費	24,043
	7 保健体育費	県立体育・スポーツ施設運営費	315,385
	10 青少年費	放課後児童クラブ整備費	59,092
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	耕地災害復旧費	123,958
		林道災害復旧費	21,023
	2 土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事務費	3,719
		平成28年災害土木施設費	515,350

変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	交通企画費	131,166	交通企画費	238,165
5 生活労働費	3 児童家庭費	社会福祉施設整備費	464,636	社会福祉施設整備費	3,646,203

	4 障害者福祉費	障害者福祉施設整備費	1,394,716	障害者福祉施設整備費	1,560,969
6 農林水産業費	1 農林水産業企画費	国土調査事業費	124,386	国土調査事業費	137,685
	2 農業費	園芸作物振興対策費	1,849,062	園芸作物振興対策費	3,830,812
	3 畜産業費	畜産振興総合対策費	134,433	畜産振興総合対策費	207,335
	4 農地費	県営畑地帯総合整備事業費	101,504	県営畑地帯総合整備事業費	150,000
		農業水利施設保全対策事業費	575,327	農業水利施設保全対策事業費	1,258,408
		県営水環境整備事業費	51,860	県営水環境整備事業費	55,000
		県営ため池等整備事業費	777,394	県営ため池等整備事業費	2,027,504
		湛水防除事業費	126,880	湛水防除事業費	335,000
		地すべり対策事業費	380,307	地すべり対策事業費	469,638
		クリーク防災機能保全対策事業費	647,088	クリーク防災機能保全対策事業費	1,263,200
	5 林業費	森林整備推進対策事業費	242,820	森林整備推進対策事業費	370,189
		県代行林道開設費	129,807	県代行林道開設費	477,734
		ふるさと林道緊急整備事業費	32,320	ふるさと林道緊急整備事業費	112,597
		治山事業費	145,039	治山事業費	779,334

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	6 水産業費	沿岸漁場整備開発事業費	69,150	沿岸漁場整備開発事業費	278,000
		漁港修築事業費	90,726	漁港修築事業費	196,478
8 県土整備費	2 道路橋りょう費	舗装道補修費	707,084	舗装道補修費	858,964
		道路災害防除費	240,432	道路災害防除費	498,522
		道路交通安全施設整備費	513,172	道路交通安全施設整備費	2,710,017
		道路改良費	2,797,366	道路改良費	9,470,755
		橋りょう補修費	476,531	橋りょう補修費	2,186,401
	3 河川海岸費	広域河川改修費	2,061,616	広域河川改修費	4,408,480
		有明高潮対策事業費	105,600	有明高潮対策事業費	259,300
		河川災害関連事業費	68,100	河川災害関連事業費	1,066,460
		堰堤改良費	212,691	堰堤改良費	465,374
		河川激甚災害対策特別緊急事業費	98,900	河川激甚災害対策特別緊急事業費	1,100,000
		都市基盤河川改修費補助金	476,000	都市基盤河川改修費補助金	928,523
		床上浸水対策特別緊急事業費	37,700	床上浸水対策特別緊急事業費	1,068,046

		河川総合流域防災事業費	1,290,340	河川総合流域防災事業費	2,613,319
		通常砂防事業費	325,556	通常砂防事業費	1,617,574
		地すべり対策事業費	14,400	地すべり対策事業費	121,700
		急傾斜地崩壊対策事業費	425,700	急傾斜地崩壊対策事業費	928,200
		砂防総合流域防災事業費	126,760	砂防総合流域防災事業費	607,810
		海岸高潮対策事業費	190,482	海岸高潮対策事業費	383,882
	4 港湾費	港湾改修事業費	197,500	港湾改修事業費	365,300
		港湾局部改良事業費	43,380	港湾局部改良事業費	135,480
		港湾海岸高潮対策事業費	76,800	港湾海岸高潮対策事業費	125,800
		港湾既存施設有効活用促進事業費	92,160	港湾既存施設有効活用促進事業費	143,160
	5 都市計画費	市街地再開発事業費	300,000	市街地再開発事業費	408,200
		街路事業費	1,273,880	街路事業費	2,956,580
		都市公園施設費	404,864	都市公園施設費	647,380
	6 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業費	360,461	公営住宅ストック総合改善事業費	485,780
10 教育費	4 高等学校費	施設充実費	116,516	施設充実費	366,450

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
	5 特別支援 学 校 費	施 設 充 実 費	90,860	施 設 充 実 費	154,393

特 別 会 計

第 58 号議案

平成28年度福岡県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度福岡県公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,263,279 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 528,658,521 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成29年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		302,155,349	△ 1,157,507	300,997,842
	1 一般会計繰入金	219,660,898	△ 1,051,735	218,609,163
	2 基金繰入金	82,494,451	△ 105,772	82,388,679
3 財産収入		3,345,451	△ 105,772	3,239,679
	1 財産運用収入	3,345,451	△ 105,772	3,239,679
歳入合計		529,921,800	△ 1,263,279	528,658,521

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		529,921,800	△ 1,263,279	528,658,521
	1 公債費	529,921,800	△ 1,263,279	528,658,521
歳出合計		529,921,800	△ 1,263,279	528,658,521

第 59 号議案

平成28年度福岡県市町村振興基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度福岡県市町村振興基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 644 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 34,661 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成29年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸 収 入		34,016	644	34,660
	1 諸 収 入	34,016	644	34,660
歳 入 合 計		34,017	644	34,661

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 出 金		33,805	644	34,449
	1 一 般 会 計 繰 出 金	33,805	644	34,449
歳 出 合 計		34,017	644	34,661

第 60 号議案

平成28年度福岡県災害救助基金特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度福岡県災害救助基金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,737 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29,538 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成29年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		10,801	△ 3,849	6,952
	1 財産運用収入	10,801	△ 3,849	6,952
2 繰入金			22,586	22,586
	1 一般会計繰入金		22,586	22,586
歳入合計		10,801	18,737	29,538

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産費		10,801	18,737	29,538
	1 基金積立金	10,801	18,737	29,538
歳出合計		10,801	18,737	29,538

第 61 号議案

平成28年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 314,551 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,387,651 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

平成29年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 県 債		273,263	△ 148,783	124,480
	1 県 債	273,263	△ 148,783	124,480
2 繰 入 金		116,712	△ 41,198	75,514
	1 一 般 会 計 繰 入 金	116,712	△ 41,198	75,514
3 諸 収 入		624,604	494,955	1,119,559
	1 雑 入	624,604	494,955	1,119,559
4 繰 越 金		1,058,521	9,577	1,068,098
	1 繰 越 金	1,058,521	9,577	1,068,098
歳 入 合 計		2,073,100	314,551	2,387,651

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 小規模企業等設備 導入資金貸付事業費		1,449,021	△ 180,404	1,268,617
	1 小規模企業等設備 導入資金貸付事業費	1,449,021	△ 180,404	1,268,617
2 公 債 費		624,079	494,955	1,119,034
	1 公 債 費	624,079	494,955	1,119,034
歳 出 合 計		2,073,100	314,551	2,387,651

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等 設備導入資金 貸付事業費	273,263	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年9.0% 以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。	124,480	証書借入の方法により独立行政法人中小企業基盤整備機構から起債する。	年9.0% 以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条の規定に基づく業務方法書の定めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。

第 62 号議案

平成28年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,713 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,244 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成29年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		7,957	△ 1,713	6,244
	1 財産運用収入	7,957	△ 1,713	6,244
歳入合計		7,957	△ 1,713	6,244

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 積立金		7,957	△ 1,713	6,244
	1 積立金	7,957	△ 1,713	6,244
歳出合計		7,957	△ 1,713	6,244

第 63 号議案

平成28年度福岡県河川開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度福岡県河川開発事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 49,078 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,412,798 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

平成29年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 那珂川開発事業費収入		6,650,429	△ 16,185	6,634,244
	2 分担金及び負担金	2,904,518	△ 2,363	2,902,155
	3 繰入金	104,161	△ 2,995	101,166
	5 諸収入	64,220	△ 10,827	53,393
2 祓川開発事業費収入		13,811,447	△ 32,893	13,778,554
	1 国庫補助金	4,952,346	△ 11,346	4,941,000
	2 分担金及び負担金	3,701,467	△ 8,815	3,692,652
	3 繰入金	126,234	4,468	130,702
	4 県債	5,031,400	△ 17,200	5,014,200
歳 入 合 計		20,461,876	△ 49,078	20,412,798

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 那珂川開発事業費		6,650,429	△ 16,185	6,634,244
	1 那珂川開発事業費	6,650,429	△ 16,185	6,634,244
2 祓川開発事業費		13,811,447	△ 32,893	13,778,554
	1 祓川開発事業費	13,811,447	△ 32,893	13,778,554
歳 出 合 計		20,461,876	△ 49,078	20,412,798

第2表 継続費補正
(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	那珂川開発事業費	112,560,452	63	150,000	112,544,267	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587
				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
	11	764,463	11	764,463				

				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,875,782		19	9,875,782
				20	9,148,890		20	9,148,890
				21	7,176,998		21	7,176,998
				22	5,377,981		22	5,377,981
				23	5,158,198		23	5,158,198
				24	5,787,317		24	5,787,317
				25	7,811,951		25	7,811,951
				26	12,819,429		26	12,819,429

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				27	11,792,241		27	11,792,241
				28	6,650,429		28	6,634,244
				29	1,832,171		29	1,832,171
2 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	81,946,591	2	156,221	81,952,698	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917
				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208

				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	5,919,731		20	5,919,731
				21	6,632,980		21	6,632,980
				22	6,126,681		22	6,126,681
				23	6,124,083		23	6,124,083
				24	7,155,258		24	7,155,258
				25	4,935,077		25	4,935,077
				26	3,553,996		26	3,553,996
				27	10,098,657		27	10,098,657

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				28	13,811,447		28	13,778,554
				29	2,941,370		29	2,980,370

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
祓川開発事業費	5,031,400	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	5,014,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>
計	6,836,900				6,819,700			

第 64 号議案

平成28年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 837,490 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,973,871 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表繰越明許費」による。

平成29年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		1,902,211	△ 1,856,060	46,151
	1 一般会計繰入金	1,902,211	△ 1,856,060	46,151
3 県債		6,279,600	△ 459,700	5,819,900
	1 県債	6,279,600	△ 459,700	5,819,900
6 財産収入		387,711	3,153,250	3,540,961
	2 財産売却収入	371,476	3,153,250	3,524,726
歳入合計		9,136,381	837,490	9,973,871

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営埠頭施設整備費		1,768,133	△ 447,977	1,320,156
	1 県営埠頭施設整備費	1,768,133	△ 447,977	1,320,156

2 公 債 費		7,368,248	1,285,467	8,653,715
	1 公 債 費	7,368,248	1,285,467	8,653,715
歲 出	合 計	9,136,381	837,490	9,973,871

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	2,641,600	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	2,181,900	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 県営埠頭施設 整備運営事業費	1 県営埠頭施設 整備運営事業費	苧田港新松山地区埠頭用地造成事業費	101,160
		苧田港新松山地区都市再開発用地造成 事業費	84,980
		三池港荷役機械等整備事業費	316,140

第 65 号議案

平成28年度福岡県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成28年度福岡県流域下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 359,173 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,440,140 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

平成29年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道事業費収入		8,968,638	△ 58,991	8,909,647
	1 分担金及び負担金	4,718,783	△ 21,607	4,697,176
	3 繰入金	374,770	72,816	447,586
	4 県債	1,170,200	△ 110,200	1,060,000
2 多々良川流域下水道事業費収入		3,796,668	△ 319,290	3,477,378
	1 分担金及び負担金	1,821,171	△ 68,267	1,752,904
	2 国庫補助金	805,474	△ 174,925	630,549
	3 繰入金	191,934	26,402	218,336
	4 県債	624,400	△ 102,500	521,900
3 宝満川流域下水道事業費収入		1,875,679	47,997	1,923,676
	1 分担金及び負担金	738,672	△ 1,066	737,606
	3 繰入金	106,180	△ 847	105,333

	4 県	債	226,500	△	5,100	221,400
	7 繰	越 金	64,682		55,010	119,692
4	宝満川上流流域下水道 事業費収入		936,225	△	6,233	929,992
	1 分担金及び負担金		442,436	△	2,843	439,593
	3 繰	入 金	74,790		9,610	84,400
	4 県	債	81,000	△	13,000	68,000
5	筑後川中流右岸流域下水道 事業費収入		1,864,154	△	5,673	1,858,481
	1 分担金及び負担金		721,169	△	367	720,802
	3 繰	入 金	203,067		16,494	219,561
	4 県	債	196,300	△	21,800	174,500
6	遠賀川下流流域下水道 事業費収入		1,723,313		3,672	1,726,985
	1 分担金及び負担金		839,647	△	3,257	836,390
	3 繰	入 金	182,469		11,881	194,350
	4 県	債	248,600	△	20,000	228,600
	6 繰	越 金	44,401		15,048	59,449

款	項	補正前の額	補正額	計
7 矢部川流域下水道 事業費収入		1,040,249	△ 7,022	1,033,227
	1 分担金及び負担金	488,419	△ 125	488,294
	3 繰入金	237,963	5,403	243,366
	4 県債	119,700	△ 12,300	107,400
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入		1,568,916	△ 13,495	1,555,421
	1 分担金及び負担金	458,673	△ 3,460	455,213
	3 繰入金	179,032	13,765	192,797
	4 県債	263,000	△ 23,800	239,200
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		25,471	△ 138	25,333
	1 繰入金	25,471	△ 138	25,333
歳入合計		21,799,313	△ 359,173	21,440,140

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 御笠川那珂川流域下水道費		8,968,638	△ 58,991	8,909,647
	1 御笠川那珂川流域下水道費	8,968,638	△ 58,991	8,909,647
2 多々良川流域下水道費		3,796,668	△ 319,290	3,477,378
	1 多々良川流域下水道費	3,796,668	△ 319,290	3,477,378
3 宝満川流域下水道費		1,875,679	47,997	1,923,676
	1 宝満川流域下水道費	1,875,679	47,997	1,923,676
4 宝満川上流流域下水道費		936,225	△ 6,233	929,992
	1 宝満川上流流域下水道費	936,225	△ 6,233	929,992
5 筑後川中流右岸流域下水道費		1,864,154	△ 5,673	1,858,481
	1 筑後川中流右岸流域下水道費	1,864,154	△ 5,673	1,858,481
6 遠賀川下流流域下水道費		1,723,313	3,672	1,726,985
	1 遠賀川下流流域下水道費	1,723,313	3,672	1,726,985
7 矢部川流域下水道費		1,040,249	△ 7,022	1,033,227

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 矢部川流域下水道費	1,040,249	△ 7,022	1,033,227
8 遠賀川中流流域下水道費		1,568,916	△ 13,495	1,555,421
	1 遠賀川中流流域下水道費	1,568,916	△ 13,495	1,555,421
9 明星寺川雨水流域下水道費		25,471	△ 138	25,333
	1 明星寺川雨水流域下水道費	25,471	△ 138	25,333
歳出	合計	21,799,313	△ 359,173	21,440,140

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,388,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>	2,080,000	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成28年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成29年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

第3表 繰越明許費補正
追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
4	宝満川上流流域 下水道事業費	宝満川上流流域 下水道事業費	宝満川上流流域下水道建設費	31,823
5	筑後川中流右岸 流域下水道事業費	筑後川中流右岸 流域下水道事業費	筑後川中流右岸流域下水道建設費	40,657
6	遠賀川下流流域 下水道事業費	遠賀川下流流域 下水道事業費	遠賀川下流流域下水道建設費	319,281
7	矢部川流域 下水道事業費	矢部川流域 下水道事業費	矢部川流域下水道建設費	16,582

変 更

(単位：千円)

款	項	補 正 前		補 正 後		
		事業名	金額	事業名	金額	
1	御笠川那珂川 流域下水道事業費	御笠川那珂川流域 下水道事業費	御笠川那珂川流域下水道建設費	62,400	御笠川那珂川流域下水道建設費	783,930
2	多々良川 流域下水道事業費	多々良川流域 下水道事業費	多々良川流域下水道建設費	76,800	多々良川流域下水道建設費	586,522
3	宝満川 流域下水道事業費	宝満川流域 下水道事業費	宝満川流域下水道建設費	61,000	宝満川流域下水道建設費	445,911
8	遠賀川中流 流域下水道事業費	遠賀川中流 流域下水道事業費	遠賀川中流流域下水道建設費	35,300	遠賀川中流流域下水道建設費	393,577

第 66 号議案

平成28年度福岡県住宅管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成28年度福岡県住宅管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 55,899 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,590,723 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

平成29年 3 月 6 日提出

福岡県知事 小 川 洋

別表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費収入		6,535,855	△ 54,035	6,481,820
	1 使用料	6,412,637	△ 48,467	6,364,170
	2 国庫補助金	17,521	△ 6,586	10,935
	3 繰越金	99,522	1,018	100,540
2 県営住宅敷金管理費収入		110,767	△ 1,864	108,903
	2 諸収入	110,766	△ 1,864	108,902
歳 入 合 計		6,646,622	△ 55,899	6,590,723

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅管理費		6,492,462	△ 55,899	6,436,563
	1 県営住宅管理費	6,492,462	△ 55,899	6,436,563

歳	出	合	計	6,646,622	△	55,899	6,590,723
---	---	---	---	-----------	---	--------	-----------

公 營 企 業 会 計

第 67 号議案

平成28年度福岡県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成28年度福岡県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成28年度福岡県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
	収	入		
第 1 款 電 気 事 業 収 益	508,010千円		33,755千円	541,765千円
第 1 項 営 業 収 益	501,728千円		15,242千円	516,970千円
第 3 項 事 業 外 収 益	3,275千円		18,513千円	21,788千円
	支		出	
第 1 款 電 気 事 業 費	506,940千円		33,755千円	540,695千円
第 1 項 営 業 費 用	482,341千円		33,755千円	516,096千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	160,017千円	18,513千円	178,530千円

平成29年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 68 号議案

平成28年度福岡県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成28年度福岡県工業用水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成28年度福岡県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 工業用水道事業収益	2, 045, 758千円	28, 295千円	2, 074, 053千円
第 2 項 営業外収益	275, 424千円	28, 295千円	303, 719千円
	支	出	
第 1 款 工業用水道事業費	1, 755, 373千円	28, 295千円	1, 783, 668千円
第 1 項 営業費用	1, 626, 129千円	28, 295千円	1, 654, 424千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 028, 359 千円は過年度分損益勘定留保資金 1, 014, 561 千円及び繰越利益剰余金処分量 13, 798 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する

額 1,252,675 千円は過年度分損益勘定留保資金 1,238,877 千円及び繰越利益剰余金処分類 13,798 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	0千円	148,500千円	148,500千円
第1項 国庫補助金	0千円	148,500千円	148,500千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,028,359千円	372,816千円	1,401,175千円
第1項 建設改良費	672,544千円	372,816千円	1,045,360千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	195,786千円	28,295千円	224,081千円

平成29年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋

第 69 号議案

平成28年度福岡県工業用地造成事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成28年度福岡県工業用地造成事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成28年度福岡県工業用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）		（補正予定額）	（計）
	収	入		
第 1 款 造成事業収益	21,658千円		26,809千円	48,467千円
第 1 項 営業収益	21,291千円		15,302千円	36,593千円
第 2 項 営業外収益	367千円		11,507千円	11,874千円
	支		出	
第 1 款 造成事業費	270,692千円		27,418千円	298,110千円
第 1 項 営業費用	270,350千円		27,418千円	297,768千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	53,589千円	11,507千円	65,096千円

平成29年3月6日提出

福岡県知事 小 川 洋